

# 群馬大学情報学部将来構想検討委員会規程

令和 4.11.16 制定

## (設 置)

第1条 群馬大学情報学部に、群馬大学情報学部将来構想検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

## (審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 群馬大学情報学部に関連する将来計画（教員人事提案含む）に関する事項
- (2) その他学部長が審議を必要と認めた重要事項

## (組 織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学部長
- (2) 評議員
- (3) 副学部長
- (4) 学科長
- (5) 学部長が指名する教員 若干人
- (6) 事務長

## (任 期)

第4条 前条第5号の委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、第3条第1号から第5号の委員から学部長が指名する者をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を召集し、その議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

## (会 議)

第6条 会議は、委員の過半数以上の出席がなければ開くことができない。

- 2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## (委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

## (報 告)

第8条 委員長は、委員会の審議結果について教授会に報告しなければならない。

## (専門委員会)

第9条 委員会に、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

## (事 務)

第10条 委員会の事務は，事務部において処理する。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は，教授会の議を経て，学部長が行う。

附 則

この規程は，令和4年11月16日から施行する。